

2026年9月30日

各位

会社名 株式会社ゼロ
代表者名 代表取締役社長 高橋 俊博
(コード番号 9028 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員コーポレート戦略本部長 伊達 貴司
(TEL. 044 - 520 - 0106)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）またはその他の関係会社の概要

(2026年6月30日現在)

名称	属性	議決権保有割合（注）			発行する株券が 上場されている 金融商品取引所等
		直接 保有分	合 算 対象分	計	
ZENITH LOGISTICS LIMITED	その他の 関係会社	47.19%	—	47.19%	なし
Advance Pacific Holdings Limited	その他の 関係会社	—	47.19%	47.19%	なし
TC Motor Pacific Limited	その他の 関係会社	—	47.19%	47.19%	なし
Tan Chong International Limited	親会社	—	50.56%	50.56%	香港証券取引所
SBS ホールディングス 株式会社	その他の 関係会社	20.56%	—	20.56%	東京証券取引所 プライム市場

（注）議決権保有割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号または名称およびその理由

（1）商号または名称

Tan Chong International Limited

（2）理由

2026年6月30日現在、Tan Chong International Limited は同社の子会社を通じて当社議決権の 50.56%を間接的に保有する親会社であることから、当社に与える影響が最も大きいと認められます。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) Tan Chong International Limited

- ・ 2026年6月30日現在、Tan Chong International Limited (以下「TCIL」といいます。)は当社議決権の 50.56%を間接的に保有しており、当社は同社の子会社であります。
- ・ TCIL グループは、シンガポール、香港、中国、タイ等のアジア地域において、主に自動車、産業機械、不動産、金融等の領域で事業を展開しております。当社は TCIL グループの一員として、日本国内で自動車輸送を中心に事業を展開しているほか、TCIL グループ各社と緊密な連携のうえ、アジア地域で事業を進めております。
- ・ TCIL 会長をつとめるタン・エンスン氏および同社取締役をつとめるジリアン・タン氏が当社の取締役（非業務執行取締役）に就任しており、TCIL グループの経営戦略の視点から、当社の経営に関する適切な助言および取締役の職務執行に対する監督を行っております。

(2) SBS ホールディングス株式会社

- ・ 2026年6月30日現在、SBS ホールディングス株式会社は当社議決権の 20.56%を保有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。
- ・ SBS グループは、持株会社である SBS ホールディングス株式会社と同社子会社および関連会社により構成され、物流事業を中核として、物流施設等の開発・販売・賃貸等を行う不動産事業および人材、環境、マーケティング、太陽光発電等からなるその他事業を行っております。
- ・ 同社の代表取締役社長をつとめる鎌田正彦氏が当社の社外取締役に就任しており、物流業界における企業経営者としての視点から、当社の経営に対する助言および取締役の職務執行に対する監督を行っております。

(3) 親会社等からの経営の独立性

親会社等と当社は緊密な協力関係にありますが、親会社等からの事業活動上の制約はなく、独立した意思決定に基づき事業活動を行っております。

(役員・の兼務状況)

(2026年9月30日現在)

役職	氏名	親会社等または そのグループ企業での役職	就任理由
取締役	タン・エンスン	Tan Chong International Limited 会長	経営全般のアドバイスを受けるために当社が要請
取締役	ジリアン・タン	Tan Chong International Limited 取締役	経営全般のアドバイスを受けるために当社が要請
社外取締役	鎌田 正彦	SBS ホールディングス株式会社 代表取締役社長	経営全般のアドバイスを受けるために当社が要請

(注) 2026年9月30日現在において、当社取締役9名、監査役3名のうち、親会社等との兼任役員は当該3名であります。

4. 支配株主等との取引に関する事項

2026年6月期において、当社と支配株主等との間で記載すべき取引実績はありません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

2026年6月期において、当社と支配株主との間で記載すべき取引実績はありません。このため、少数株主の保護の方策に基づく審議を要する事案はありません。今後新たに支配株主との間で利益が相反する重要な取引や行為が発生する場合には、取締役会の任意の機関である諮問委員会にて諮問し、その提言を踏まえて審議・決定を行うなど、少数株主が不利になることのないように対応してまいります。

以 上